

(写)



事務連絡  
令和2年2月14日

地方厚生（支）局保険主管課・医療課

都道府県民生主管部（局）

国民健康保険主管課（部）

後期高齢者医療主管課（部）

都道府県後期高齢者医療広域連合事務局

全国健康保険協会

健康保険組合

} 御中

厚生労働省保険局保険課

厚生労働省保険局国民健康保険課

厚生労働省保険局高齢者医療課

厚生労働省保険局医療課

#### 東日本大震災の被災者の一部負担金等免除証明書の取扱いについて

東日本大震災の被災者における一部負担金の免除措置に対する財政支援の取扱いについては、「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等における被保険者等の一部負担金及び保険料（税）の免除措置等に対する財政支援の延長について」（令和2年2月14日付け厚生労働省保険局保険課・国民健康保険課・高齢者医療課・医療課・医療介護連携政策課医療費適正化対策推進室・総務省自治税務局市町村税課事務連絡）及び「避難指示区域等以外の東日本大震災による被災地域における被保険者及び旧避難指示区域等・旧居住制限区域等の上位所得層の被保険者の一部負担金の免除及び保険料（税）の減免に対する財政支援について」（令和2年2月14日付け厚生労働省保険局国民健康保険課・高齢者医療課・総務省自治税務局市町村税課事務連絡）において示しているところですが、一部負担金等免除証明書（以下「免除証明書」という。）の取扱い等については、下記のとおり予定していますので、内容を御了知いただくとともに、貴管内保険者及び関係団体においては、適切な取扱いがなされるよう御配慮をお願いいたします。

なお、下記の内容については、令和2年度政府予算案の可決・成立が前提となることを申し添えます。

記

- (1) 健康保険、国民健康保険及び後期高齢者医療制度の保険者等においては、一部負担金の免除措置の対象となる被保険者等（以下「免除対象者」という。）に対し、免除証明書を交付すること。

(2) 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う旧避難指示区域等（※1）の被保険者等の一部負担金の免除措置については現在、一部負担金の免除基準である「東日本大震災の被災者に対する一部負担金の支払いの免除の要件に関する取扱いについて」（平成29年9月29日付け保保発0929第1号及び第2号厚生労働省保険局保険課長通知。）の①から⑥まで、「東日本大震災により被災した国民健康保険の被保険者に対する一部負担金の支払いの免除の要件に関する取扱いについて」（平成29年9月29日付け保国発0929第1号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知。）の①から⑧まで並びに「東日本大震災により被災した後期高齢者医療制度の被保険者に対する一部負担金の支払いの免除の要件に関する取扱いについて」（平成29年9月29日付け保高発0929第1号厚生労働省保険局高齢者医療課長通知。）の①から⑦の2までに基づき、上位所得層の被保険者等を対象外としている。

この点、上位所得層の被保険者等であることの判定は、

- ①健康保険及び船員保険については、健康保険法（大正11年法律第70号）第40条第1項及び船員保険法（昭和14年法律第73号）第16条第1項に規定する標準報酬月額が53万円以上に該当する被保険者
- ②国民健康保険については、世帯に属する国民健康保険の被保険者について、令和元年（令和2年7月までの場合は、平成30年）の国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の3第2項に規定する基準所得額を合算した額が、600万円を超える世帯
- ③後期高齢者医療制度については、世帯に属する後期高齢者医療の被保険者について、令和元年（令和2年7月までの場合は、平成30年）の高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第18条第1項第2号に規定する基礎控除後の総所得金額等を合算した額が、600万円を超える世帯

に該当するかどうかを基準とすることとしていることから、旧避難指示区域等の被保険者等に対しては、令和2年7月31日（健康保険及び船員保険については同年8月31日）を有効期限の目安として免除証明書を交付し、それ以降の取扱いについては、上記①から③までにより、上位所得層となる被保険者等を判断した上で、引き続き免除対象者となるものに対して、同日以降も有効となる免除証明書を改めて交付する等、免除証明書の交付にあたり留意すること。

(3) 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う旧居住制限区域等（※2）の被保険者等の一部負担金の免除措置について、令和2年10月1日以降は、上位所得層の被保険者等を対象外とする予定としている。

この点、上位所得層の被保険者等であることの判定は、(2) ①から③までに該当するかどうかを基準とすることとしていることから、免除証明書の交付にあたっては、旧居住制限区域等の被保険者等に対しては、令和2年9月30日

を有効期限とする免除証明書を交付し、同年 10 月 1 日以降の取扱いについては、上位所得層となる被保険者等を判断した上で、引き続き免除対象者となるものに対して、同日以降も有効となる免除証明書を改めて交付する等、留意すること。

- (4) 保険医療機関等の窓口においては、有効期限が切れていない免除証明書を提示した免除対象者についてのみ、一部負担金の支払を免除すること。
- (5) 免除対象者が、保険医療機関等の窓口で免除証明書を提示できなかつた場合には、「東日本大震災による被災者に係る医療保険の一部負担金等（窓口負担）の免除に関する Q&A について」（平成 23 年 5 月 18 日付け厚生労働省保険局保険課事務連絡・同日付け厚生労働省保険局国民健康保険課・高齢者医療課事務連絡）でお示しした取扱いと同様に、別紙 1（Q&A）のとおり取り扱うこととすること。
- (6) 免除証明書の取扱いについては、別紙 2 を活用し、周知を実施していただきたいこと。  
なお、別紙 2 については、別途、保険医療機関等に対して送付し、周知の協力を依頼していること。

(※1) 「旧避難指示区域等」とは、平成 25 年度以前に指定が解除された（a）旧緊急時避難準備区域等（特定避難勧奨地点を含む）、平成 26 年度に指定が解除された（b）旧避難指示解除準備区域等（田村市の一部、川内村の一部および南相馬市の特定避難勧奨地点）、平成 27 年度に指定が解除された（c）旧避難指示解除準備区域（楢葉町の一部）、平成 28 年度及び平成 29 年 4 月 1 日に指定が解除された（d）旧居住制限区域等（葛尾村の一部、川内村の一部、南相馬市の一 部、飯館村の一部、川俣町の一部、浪江町の一部及び富岡町の一部）の 4 つの区域等をいう。

(※2) 「旧居住制限区域等」とは、居住制限区域、避難指示解除準備区域及び帰還困難区域の一部で、①平成 31 年 4 月 10 日に指定が解除された大熊町の一部、②令和 2 年 3 月に指定の解除の決定に向けて取り組んでいる双葉町の避難指示解除準備区域及び帰還困難区域の一部、大熊町の帰還困難区域の一部及び富岡町の帰還困難区域の一部をいう（帰還困難区域の一部は別紙参照）。ただし、この取扱いは双葉町の避難指示解除準備区域及び帰還困難区域の一部、大熊町の帰還困難区域の一部及び富岡町の帰還困難区域の一部については、指定の解除が政府の指示どおりとなることを想定したものであり、今後決定される解除予定日によっては、当該取扱いが変わり得る。